

## 各種給付 傷病手当金

### 傷病手当金の支給内容と手続き

- 病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度である。
- 原則として、国民健康保険加入者や任意継続被保険者には支給されない。

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者が病気やケガのために就業することができず、休業した日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、実際に休業した日に対して支給される。</li> <li>■ 健康保険の給付として受ける療養に限らず、自費で診療を受けた場合でも、就業不能であることの証明があるときは支給対象となる。また、自宅療養の期間についても支給対象となる。</li> </ul>
支 給 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 傷病手当金の日額は、「支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額（＊）」を30日で除した額の3分の2が支給される（非課税）。</li> <li>* 支給開始日以前の期間が12か月に満たない場合は、次のいずれか低い額 <ul style="list-style-type: none"> <li>①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額</li> <li>②支給開始日の属する年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（32万円）</li> </ul> </li> </ul>
支給額の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 休業期間中に事業主から傷病手当金の額より多い報酬を受けたときは支給されないが、傷病手当金の額より少ない報酬を受けたときは、その差額が支給される。</li> <li>■ 出産手当金を同時に受けられるとき、傷病手当金の額がその出産手当金の額よりも多いときは、その差額を支給する。</li> <li>■ 同じ病気やケガで障害厚生年金を受けている場合は支給されないが、その障害厚生年金の額（同一支給事由の障害基礎年金を受けているときはその合計額）の360分の1が傷病手当金の日額より少ないとときは、その差額が支給される。</li> <li>■ 障害手当金が受けられるときは、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達する日までの間、支給されない。</li> <li>■ 労災保険から休業補償等給付を受けていた（受けている）期間は支給されないが、休業補償等給付の日額が傷病手当金の日額より少ないとときは、その差額が支給される。</li> <li>■ 資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている者が老齢退職年金給付を受けている場合は支給されないが、老齢退職年金給付の額の360分の1が傷病手当金の日額より少ないとときは、その差額が支給される。</li> </ul>

支給期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 就労（復職）期間を除き、支給開始日から通算して1年6か月間支給される。</li> <li>■ ただし、支給開始日が令和2年7月1日以前の場合は、支給開始日から最長1年6か月間となる。</li> </ul>
初回申請時添付書類（該当者のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 傷病手当金の申請期間の初日の属する月までの12か月間に、資格情報のお知らせ等に記載されている番号が変更された、または退職後に任意継続被保険者になった場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 従前の各事業所の名称、所在地および各事業所に使用されていた期間がわかる書類（出勤簿（タイムカード）、賃金台帳のコピー等）</li> </ul> </li> <li>■ 障害厚生年金受給者（マイナンバーを利用した情報照会を希望しないとき） <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 障害厚生年金給付の年金証書、直近額を証明する書類（年金額改定通知書等）のコピー</li> </ul> </li> <li>■ 障害手当金受給者（マイナンバーを利用した情報照会を希望しないとき） <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 障害手当金の支給を証明する書類の写し</li> </ul> </li> <li>■ 老齢退職年金給付受給者（申請期間が資格喪失後で、マイナンバーを利用した情報照会を希望しないとき） <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 老齢退職年金給付の年金証書、直近額を証明する書類（年金額改定通知書等）のコピー</li> </ul> </li> <li>■ 労災保険から休業補償等給付を受けている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 休業補償等給付支給決定通知書のコピー</li> </ul> </li> <li>■ 傷病の原因が第三者の行為（交通事故やけんか等）によるものである場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 第三者行為による傷病届</li> </ul> </li> <li>■ 被保険者が死亡し、相続人が請求する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等</li> </ul> </li> <li>■ 申請書にマイナンバーを記載した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ マイナンバーカード有（マイナンバーカードの表面・裏面両方のコピー）</li> <li>⇒ マイナンバーカード無（番号確認書類（マイナンバー記載のある住民票等）、身元確認書類（運転免許証・パスポートのコピー等））</li> </ul> </li> <li>■ 役員が申請する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 役員報酬が停止されていることがわかる取締役会議事録</li> </ul> </li> </ul>
資格喪失後の傷病手当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資格喪失日の前日（退職日）まで引き続き1年以上被保険者であって、その資格を喪失した際に傷病手当金を受給している（受給できる状態にある）場合に、支給される。</li> <li>■ 支給期間は、支給開始日（資格喪失日）から1年6か月間となるが、資格喪失後に傷病が良くなり労務可能となった場合や再就職をした場合は、その時点で支給されなくなる。</li> </ul>